

新

徳島県福祉サービス第三者評価 共通評価基準

【保育所版】

判断基準、評価の着眼点、
評価基準の考え方と評価の留意点

（ 45項目 ）

改正部分：_____

県独自部分：~~~~~

令和2年 月 日改定

徳島県保健福祉部保健福祉政策課

旧

徳島県福祉サービス第三者評価 共通評価基準

【保育所版】

判断基準、評価の着眼点、
評価基準の考え方と評価の留意点

（ 45項目 ）

平成31年1月4日改定

徳島県保健福祉部保健福祉政策課

[1 3] Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- ☐ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

[1 3] Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実_行性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- ☐ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

〔26〕 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□ 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

〔26〕 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□ 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、保育所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。
- 保育所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を十分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。
- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。
- また、保育所（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。
- さらに、日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。
- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(3) 評価の留意点

- 保育所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

(保育所)

- 保育所を利用する保護者に対する支援については、「[A1 8] A-2-(2)-①」、「[A1 9] A-2-(2)-②」で評価します。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、保育所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。
- 保育所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を十分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。
- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。
- また、保育所（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。
- さらに、日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。
- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(3) 評価の留意点

- 保育所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

○（新設）

〔27〕Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 把握した福祉ニーズ等に基づいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動 （地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等） を実施している。
- ☐ 把握した福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ☐ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- ☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

〔27〕Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 把握した福祉ニーズ等に基づいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- ☐ 把握した福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ☐ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- ☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、保育所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等に基づいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 保育所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等に基づき、これらを解決・改善するための保育所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした保育所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動は、保育所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 保育所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、保育所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

(3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する保育所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。
- 保育所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、保育所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、保育所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等に基づいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 保育所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等に基づき、これらを解決・改善するための保育所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした保育所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動は、保育所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 保育所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、保育所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

(3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する保育所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。
- 保育所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、保育所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。

○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。
ただし、このような公的な費用負担があっても、保育所の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。

○保育所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、[21]Ⅱ-3-(1)-①で評価します。

(保育所)

○保育所を利用する保護者に対する支援については、「A18 A-2-(2)-①」、「A19 A-2-(2)-②」で評価します。

○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。
ただし、このような公的な費用負担があっても、保育所の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。

○保育所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、Ⅱ-3-(1)-①で評価します。

○（新設）

〔29〕 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護等に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。

☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。

☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。

☐ 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。

〔29〕 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- ☐ 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- ☐ 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- ☐ 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
- ☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- ☐ 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。
- ☐ 規程・マニュアル等に基づいた保育が実施されている。
- ☐ 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解を図るための取組を行うとともに、子どものプライバシーに配慮した保育が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育における重要事項です。

(保育所)

- プライバシー保護には、子どものみならず保護者のプライバシー保護も含まれます。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、子ども・保護者が他人から見られたり知られたくないことについて、その意思が尊重されなければなりません。子ども・保護者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な保育においては、保育所の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこころよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等に基づき実施されることはもとより、取組を子ども・保護者に周知することも求められます。

(3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育の前提として、職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、保育所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図ることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
 - 保育の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- #### (保育所)
- 排泄・着替え・シャワー時等生活場面におけるプライバシー保護について、保育の質の向上のために、設備面での配慮や工夫も含めた保育所としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
 - 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
 - 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。[\[45\]](#)Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どものプライバシー保護をはじめ、虐待防止といった子どもの権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行うとともに、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育における重要事項です。また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった子どもの権利擁護に関わる取組も同様です。

(保育所)

- プライバシー保護には、子どものみならず保護者のプライバシー保護も含まれます。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、子ども・保護者が他人から見られたり知られたくないことについて、その意思が尊重されなければなりません。子ども・保護者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な保育においては、保育所の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこころよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護と権利擁護に関する取組が、規程・マニュアル等に基づき実施されることはもとより、取組を子ども・保護者に周知することも求められます。また、保育所において、プライバシー保護や権利擁護に関わる不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法等を明確にしておくことも必要です。

(3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育の前提として、職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、保育所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図る周知徹底することが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
 - 保育の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- #### (保育所)
- 排泄・着替え・シャワー時等生活場面におけるプライバシー保護について、保育の質の向上のために、設備面での配慮や工夫も含めた保育所としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
 - 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
 - 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

〔30〕 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- ☐ 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ☐ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ☐ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- ☐ 見学等の希望に対応している。
- ☐ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

〔30〕 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- ☐ 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ☐ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ☐ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- ☐ 見学等の希望に対応している。
- ☐ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、保育の利用希望者が、保育所を選択するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

- ここで言う情報とは、複数の保育所の中から保護者等が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、保護者の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

- 保育所の利用希望者については、個別にでない説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。

- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(保育所)

- 保育所は、子ども・子育て支援法に基づき、提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）について、都道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。

(3) 評価の留意点

- 保育の内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、保護者が情報を簡単に入手できるような取組、保護者にとってわかりやすい工夫が必要です。

- 保育の内容等について保育所が積極的に情報提供を行うことを求めています。利用希望で訪れた人に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、保育の利用希望者が、保育所を選択するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

- ここで言う情報とは、複数の保育所の中から利用者^{（利用希望者）}が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、保護者の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

- 保育所の利用希望者については、個別にでない説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。

- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(保育所)

- 保育所は、子ども・子育て支援法に基づき、提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）について、都道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。

(3) 評価の留意点

- 保育の内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、保護者が情報を簡単に入手できるような取組、保護者にとってわかりやすい工夫が必要です。

- 保育の内容等について保育所が積極的に情報提供を行うことを求めています。利用希望で訪れた人に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

〔37〕 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価の着眼点

- ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

〔37〕 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価の着眼点

- ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し、保育の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 保育所におけるリスクマネジメントの目的は、保育の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告に基づく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と福祉施設・事業所の実態に則した効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、保育の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 保育に関わる設備、遊具や備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した保育の前提として重要です。その際、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める必要があります。

(保育所)

- 保育所においては、特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中的場面では重大事故が発生しやすい状況にあります。子どもの主体的な活動を大切にしつつも、保育所として、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等をもとに、施設内外の環境整備や保育士等への研修を十分に行い、連携した対応ができる体制を整える必要があります。
- また、外部からの侵入者への対応や食中毒の発生等についても、保育所の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には保育を提供する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。
- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し、保育の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 保育所におけるリスクマネジメントの目的は、保育の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告に基づく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と福祉施設・事業所の実態に則した効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、保育の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 保育に関わる設備、遊具や備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した保育の前提として重要です。その際、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める必要があります。

(保育所)

○（新設）

- また、外部からの侵入者への対応や食中毒の発生等についても、保育所の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には保育を提供する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。
- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

〔39〕 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 災害時の対応体制が決められている。
- ☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ☐ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ☐ 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

〔39〕 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 災害時の対応体制が決められている。
- ☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ☐ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ☐ 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、保育上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。

- そのため保育所においては、災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をあらかじめ定めておくことが求められます。

- 保育所では、災害発生時の安否確認について、自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、保護者等と話し合う、家族への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

- 保育所においては、災害等の発生に備え、行政や関係機関と連携を図り、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに保育を継続することが求められます。「事業（保育）の継続」の観点から、災害等に備えた事業継続計画の策定や定期的な訓練等により、事前準備・事前対策を講じることが重要です。

(3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止や家具の転倒防止、ガラスの飛散防止措置を講じる、消火設備を充実させる、アレルギー症状を持つ子どもに対応した食料や備品などの備蓄を充実させる（できれば3日分以上の確保が望ましい）ことなどが挙げられます。

- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、保育上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。

- そのため保育所においては、災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をあらかじめ定めておくことが求められます。

- 保育所では、災害発生時の安否確認について、自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、保護者等と話し合う、家族への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

- 保育所においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに保育を継続することが求められます。「事業（保育）の継続」の観点から、災害等に備えた事業継続計画をあらかじめ定めておくことにより、事前準備・事前対策を講じることが重要です。

(3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止や家具の転倒防止、ガラスの飛散防止措置を講じる、消火設備を充実させる、アレルギー症状を持つ子どもに対応した食料や備品などの備蓄を充実させる（できれば3日分以上の確保が望ましい）ことなどが挙げられます。

- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

〔42〕 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。

【判断基準】

- a) アセスメントに基づく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントに基づく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントに基づく指導計画を作成するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- ☐ 指導計画作成の責任者を設置している。
- ☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ☐ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。

(保育所)

- ☐ 全体的な計画に基づき、指導計画が作成されている。

(保育所)

- ☐ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ☐ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。

(保育所)

- ☐ 指導計画に基づく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

〔42〕 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) アセスメントに基づく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントに基づく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントに基づく指導計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

☐ 指導計画策定の責任者を設置している。

☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。

☐ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。

(保育所)

☐ 保育課程に基づき、指導計画が策定されている。

(保育所)

☐ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。

☐ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。

(保育所)

☐ 指導計画に基づく保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。

☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、指導計画の作成に関する体制が確立し、アセスメントに基づく適切な指導計画が作成されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

(保育所)

- 子ども一人ひとりの発達や状況に応じた保育の提供において、子ども・保護者のニーズ等の適切なアセスメントに基づく指導計画が必要です。

(保育所)

- 保育所では、保育所保育指針等を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した全体的な計画を作成します。指導計画は、全体的な計画に基づき、子どもの発達や状況に応じ作成します。

(保育所)

- 保育所においては、3歳未満児と障がいのある子どもについて、個別の指導計画の作成が義務づけられています。しかし、一人ひとりの子どもの発達を保障していくためには、3歳以上児も含めたすべての子どもに対して、クラス等の指導計画とあわせて、個別の指導計画を作成することが望まれます。

- 指導計画の作成にあたっては、保育所での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、指導計画作成の責任者を明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。

【計画作成の責任者】

(保育所)

- 指導計画作成の責任者については、必ずしも指導計画を直接作成する者を意味していません。作成にあたっては、職員の適切な役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを総括すること等が責任者に求められる役割です。

【アセスメント】

- アセスメントは、子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握するとともに、子どもと保護者にどのような保育実施上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもと保護者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、指導計画を作成する基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況あるいはニーズを保育所が定めた手順と様式によって把握する必要があります。

- 保育開始直後には、事前に把握していた身体状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。

- アセスメントについては、①保育開始前後におけるアセスメントに関する手順が保育所として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。

【指導計画の作成】

(保育所)

- 一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各保育所の全体的な計画に基づき、指導計画を作成することが必要です。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、指導計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントに基づく適切な指導計画が策定されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

(保育所)

- 子ども一人ひとりの発達や状況に応じた保育の提供において、子ども・保護者のニーズ等の適切なアセスメントに基づく指導計画が必要です。

(保育所)

- 保育所では、保育所保育指針等を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成します。指導計画は、保育課程に基づき、子どもの発達や状況に応じ作成します。

(保育所)

- 保育所においては、3歳未満児と障がいのある子どもについて、個別の指導計画の作成が義務づけられています。しかし、一人ひとりの子どもの発達を保障していくためには、3歳以上児も含めたすべての子どもに対して、クラス等の指導計画とあわせて、個別の指導計画を作成することが望まれます。

- 指導計画の策定にあたっては、保育所での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、指導計画策定の責任者を明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。

【計画策定の責任者】

(保育所)

- 指導計画策定の責任者については、必ずしも指導計画を直接作成する者を意味していません。策定にあたっては、職員の適切な役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを総括すること等が責任者に求められる役割です。

【アセスメント】

- アセスメントは、子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握するとともに、子どもと保護者にどのような保育実施上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもと保護者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、指導計画を作成する基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況あるいはニーズを保育所が定めた手順と様式によって把握する必要があります。

- 保育開始直後には、事前に把握していた身体状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。

- アセスメントについては、①保育開始前後におけるアセスメントに関する手順が保育所として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。

【指導計画の策定】

(保育所)

- 一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各保育所の保育課程に基づき、指導計画を作成することが必要です。

(保育所)

○個別の指導計画とクラス等の指導計画は、双方に関連性をもって作成される必要があります。

(3) 評価の留意点

○アセスメントから計画作成、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子ども・保護者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画に基づく保育の提供がなされているか、保育の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

○指導計画作成における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、保育所の状況に応じて異なりますので、保育所として指導計画の作成方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。

○アセスメント結果が指導計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を指導計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から目標と、目標達成に向けた具体的な保育・支援の内容を指導計画に反映しているか等を記録等から判断します。

○子ども・保護者の意向の反映については、個別の指導計画等に子ども・保護者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が作成されていると評価します。3歳以上児について個別の指導計画が作成されていない場合には、子ども・保護者等の意向が書面に記載され、指導計画に反映されているかを確認します。

○評価方法は、訪問調査において、指導計画の作成・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、クラス等の指導計画、子ども数名分の指導計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。

○また、アセスメントに基づく指導計画が日常的な保育場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。

○保育所としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。

(保育所)

○保育所においては、3歳未満児と障がいのある子どもについては、個別の指導計画の作成が義務づけられていますので、個別の指導計画が作成されていないことは想定していませんが、作成していない場合は「c」評価とします。

(保育所)

○3歳以上児については、一人ひとりの子どものアセスメントに基づく指導計画の作成について評価します。

(保育所)

○全体的な計画の作成については、「A11 A-1-(1)-①」で評価します。

(保育所)

○個別の指導計画とクラス等の指導計画は、双方に関連性をもって作成される必要があります。

(3) 評価の留意点

○アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子ども・保護者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画に基づく保育の提供がなされているか、保育の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

○指導計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、保育所の状況に応じて異なりますので、保育所として指導計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。

○アセスメント結果が指導計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を指導計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から目標と、目標達成に向けた具体的な保育・支援の内容を指導計画に反映しているか等を記録等から判断します。

○子ども・保護者の意向の反映については、個別の指導計画等に子ども・保護者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。3歳以上児について個別の指導計画が策定されていない場合には、子ども・保護者等の意向が書面に記載され、指導計画に反映されているかを確認します。

○評価方法は、訪問調査において、指導計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、クラス等の指導計画、子ども数名分の指導計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。

○また、アセスメントに基づく指導計画が日常的な保育場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。

○保育所としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。

(保育所)

○保育所においては、3歳未満児と障がいのある子どもについては、個別の指導計画の作成が義務づけられていますので、個別の指導計画が作成されていないことは想定していませんが、作成していない場合は「c」評価とします。

(保育所)

○3歳以上児については、一人ひとりの子どものアセスメントに基づく指導計画の策定について評価します。

(保育所)

○保育課程の編成については、「A-1-(1)-①」で評価します。

〔43〕 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

評価の着眼点

- ☐ 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- ☐ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ☐ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ☐ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

(保育所)

- ☐ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

〔43〕 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

評価の着眼点

- ☐ 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- ☐ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ☐ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ☐ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

(保育所)

- ☐ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るためには、**作成**した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。

- 指導計画の評価・見直しに関する保育所として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望めます。

- また、保育の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。保育の記録での保育の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。

- 適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況など、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされて、保育の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(3) 評価の留意点

- 指導計画の見直しでは、目標・ねらいそのものの妥当性や、具体的な保育・支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する保護者の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。

- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば指導計画の作成にその内容を反映しているかどうかを、記録等と指導計画等の書面によって評価します。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るためには、策定した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。

- 指導計画の評価・見直しに関する保育所として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望めます。

- また、保育の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。保育の記録での保育の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。

- 適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況など、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされて、保育の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(3) 評価の留意点

- 指導計画の見直しでは、目標・ねらいそのものの妥当性や、具体的な保育・支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する保護者の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。

- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば指導計画の作成にその内容を反映しているかどうかを、記録等と指導計画等の書面によって評価します。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

〔44〕 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- ☐ 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☐ 個別の指導計画等に基づく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☐ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- ☐ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

〔44〕 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- ☐ 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☐ 個別の指導計画等に基づく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☐ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。

☐ (新設)